**監事監査チェックリスト（法人運営）**

| **項目** | **チェックポイント** | **適否** | **意見** | **確認方法** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **定　款** | １　定款の必要的記載事項（法第31条第１項）が事実に反するものとなっていないか。 |  |  | ・定款 |
| ２　定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 |  |  | ・評議員会議事録 |
| ３　定款を事務所に備え置いているか。 |  |  |  |
| **評議議員選任** | ４　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 |  |  | ・定款  ・評議員名簿 |
| **評　議　員　会** | ５　決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 |  |  | ・定款  ・評議員会議事録  ・同意の意思表示の書面又  は電磁的記録  ・法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類 |
| ６　決議が必要な事項について、決議が行われているか。 |  |  |
| ７　決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 |  |  |
| ８　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 |  |  |
| ９　議事録を作成しているか。 |  |  |
| 10　議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 |  |  |
| 11　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 |  |  |
| **理事定数** | 12　定款に定める員数が選任されているか。 |  |  | ・定款  ・評議員会議事録  ・理事会議事録 |
| 13　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 |  |  |
| 14　欠員が生じていないか。 |  |  |
| **理事選任** | 15　評議員会の決議により選任又は解任されているか。 |  |  | ・評議員会議事録  ・役員名簿 |
| 16　施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。 |  |  |
| **理**  **事**  **長** | 17　理事会の決議で理事長を選定しているか。 |  |  | ・定款  ・理事会議事録 |
| 18　業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 |  |  |
| **監事** | 19　定款に定める員数が選任されているか。 |  |  | ・定款  ・評議員会議事録  ・役員名簿  ・監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）  ・理事会議事録 |
| 20　欠員が生じていないか。 |  |  |
| 21　評議員会の決議により選任されているか。 |  |  |
| 22　評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 |  |  |
| 23　評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 |  |  |
| 24　社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 |  |  |
| 25　理事会への出席義務を履行しているか。 |  |  |
| **理事会** | 26　招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 |  |  | ・招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類  ・定款  ・理事会議事録  ・理事の職務の執行に関する規程  ・理事に委任する事項を定める規程等  ・理事全員の同意の意思表示を記した書類 |
| 27　決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。 |  |  |
| 28　決議が必要な事項について、決議が行われているか。 |  |  |
| 29　決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 |  |  |
| 30　理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 |  |  |
| 31　書面による議決権の行使が行われていないか。 |  |  |
| 32　理事に委任される範囲が明確になっているか。 |  |  |
| 33　実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。 |  |  |
| 34　議事録が作成されているか。 |  |  |
| 35　議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 |  |  |
| 36　議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 |  |  |
| **報　酬** | 37　理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 |  |  | ・定款  ・評議員会の議事録  ・監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類  ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準  ・報酬等の支払いの内容が確認できる書類 |
| 38　監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 |  |  |
| 39　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 |  |  |
| 40　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 |  |  |
| 41　評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 |  |  |
| 42　役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 |  |  |
| **事業** | 43　定款に定めている事業が実施されているか。 |  |  | ・定款  ・事業報告書等  ・計算書類等  ・登記簿謄本  ・理事会及び評議員会議事  　録 |
| 44　定款に定めていない事業が実施されていないか。 |  |  |
| 45　社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。 |  |  |
| 46　公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 |  |  |
| 47　社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益がに充てられているか。 |  |  |
| 48　収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 |  |  |
| **資産管理** | 49　法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 |  |  | ・定款  ・財産目録  ・登記簿謄本  ・理事会及び評議員会議事  　録 |
| 50　所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 |  |  |
| 51　その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているもの  の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 |  |  |
| 52　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。 |  |  |

（注）適否欄は、チェックポイントごとに○印を記入し、否の場合は、意見の欄にその内容を記入してください。